

8 会議の要旨

書記（大内）	<p>定刻となりましたので、ただ今から令和3年度第1回尾張旭市固定資産評価審査委員会を開会させていただきます。</p> <p>委員の皆様には、御多忙のところ御出席いただきましてありがとうございます。開会にあたり、固定資産評価員でもあります石坂総務部長より御挨拶を申し上げます。</p>
総務部長（石坂）	<p style="text-align: center;">＜挨拶＞</p>
書記（大内）	<p>部長は他の公務のため、退席させていただきますので、よろしくお願ひします。</p> <p>本委員会は、傍聴規程に基づき、会議を公開することとなりますが、現在傍聴人はおりません。</p> <p>それでは、議題に入らせていただきます。</p> <p>ここからの進行は田島委員長にお願いしたいと思ひしますので、よろしくお願ひします。</p>
田島委員長	<p>進行を務めさせていただきます田島でございます。よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、議題の「(1)令和3年度審査申出状況について」事務局から説明をお願いします。</p>
書記（林）	<p>それでは、「(1)令和3年度審査申出状況について」説明いたします。</p> <p>資料1をご覧ください。</p> <p>審査申出できる期間は、地方税法第432条第1項の規定により、課税台帳に価格等の登録をした旨の公示の日（令和3年3月31日）から、納税通知書の交付を受けた日後3か月経過する日まででございます。</p> <p>納税通知書の発送日は4月1日であり、通常であれば遅くとも4月7日までには郵便が到達しているものと考えられますので、4月7日の翌日から起算して3か月が経過する7月7日までが審査申出期間となり、この期間中に審査申出はございませんでした。</p> <p>今後、固定資産の価格等の修正や公示送達等の例外の可能性はありますが、今年度における審査申出の可能性は極めて低いと考えています。</p> <p>令和3年度審査申出状況についての説明は以上です。</p>
田島委員長	<p>事務局の説明が終わりました。委員の皆さん、何か質問などはございますか。</p>

質問なし	
田島委員長	質問がないようですので、次に進みます。 次に議題の「(2)委員長の選任について」事務局から説明をお願いします。
書記（林）	委員長につきましては、現在、田島委員長に務めていただいておりますが、今年の7月22日をもって委員長の任期が満了となります。本日の委員会では、本年7月23日から、来年7月22日までを任期とする、次期委員長を決めていただくものでございます。 尾張旭市固定資産評価審査委員会規程第2条の規定により、委員長は委員の互選で定めることとなっており、審査にあたっては、審査長を務めていただくこととなります。また、任期は1年となっています。 委員長を決めたいと思いますが、どなたかいかがでしょうか。
田島委員長	これまでの慣例で、任命順に、前年度の職務代理者を務めていただいた方に、委員長に就任いただいておりますので、長江委員にお願いしてはどうでしょうか。
書記（大内）	房崎委員は、いかがでしょうか。
房崎委員	良いと思います。
書記（大内）	ただ今「長江委員に」とのお声がありましたが、よろしいでしょうか。
長江委員	はい、分かりました。
書記（大内）	それでは、長江建二委員に委員長を務めていただきます。どうぞよろしくをお願いします。
田島委員長	議事を続けます。 次に、議題の「(3)委員長職務代理者の指定について」ですが、職務代理者は、委員長があらかじめ指定することになっておりますので、次期委員長の長江委員から指名をお願いします。
長江委員	職務代理者は、房崎委員にお願いいたします。よろしいでしょうか。
房崎委員	はい、分かりました。
田島委員長	それでは、全ての議題が終了しましたので、次第の2「その他」に移ります。

	<p>まず、税務課から「令和3年度土地・家屋評価状況」について、説明をお願いします。</p>
税務課長（小林）	<p>税務課長の小林でございます。よろしくお願いします。</p> <p>これまで当年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧結果について説明させていただいておりましたが、ここ数年、審査申出のない状況が続いておりました。今年度は評価替えの年ということから、概要調書の一部について説明させていただきます。</p> <p>詳細は、課長補佐の名谷から説明させていただきます。</p>
税務課長補佐（名谷）	<p>税務課の課長補佐の名谷でございます。</p> <p>それでは、皆様のお手元でございます資料2「令和3年度土地・家屋評価状況」についてご説明いたします。</p> <p>こちらの資料では、先ほど課長から説明のありましたとおり、毎年県に報告しております概要調書より、土地家屋の各項目に関する推移を示しております。</p> <p>まず、調定額の推移ですが、土地の固定資産税は令和2年度が約21億9,200万円に対しまして、令和3年度が約21億6,500万円となっており、約2,700万円の減額となっております。</p> <p>これは新型コロナウイルス感染症の影響によって、地価が下落したことに伴い、市内全域に渡って路線価の下落修正が行われたことによります。また、税額の急激な上昇を緩和するために行われる負担調整措置が、令和3年度のみに対応となりますが、税額が上がる場合においては前年の税額に据え置く処置が取られたことも影響しているものと思われまます。</p> <p>家屋の固定資産税ですが、令和2年度が約21億6,700万円に対しまして、令和3年度が約20億9千万円となっており、こちらも約7,700万円の減額となっております。</p> <p>これは家屋の経年劣化による補正を行っていること、新型コロナウイルス感染症対策の一つとして、事業用家屋の課税特例として減免措置が施されているためでございます。</p> <p>次に土地の地目別の推移についてですが、こちらでは地目ごとの地積と評価額の推移が記載されております。</p> <p>地積と評価額の数値につきましては、ご覧のとおりです</p>

	<p>が、主な変更があったものとしまして、現地の状況を見直したことにより、調整区域の田が減少し、その代わりに調整区域の畑が増加しております。</p> <p>住宅の建築や駐車場の設置などの用途変更により、市街化区域の畑と山林・原野が減少し、その代わりに宅地と雑種地が増加しております。</p> <p>評価方法の見直しによって、商業地等が減少し、その代わりに雑種地が増加しております。</p> <p>次に家屋区分別推移ですが、こちらは木造、非木造別に床面積と決定価格の推移が記載されております。</p> <p>木造、非木造とも評価対象となる家屋は増加しておりますが、決定価格のほうは家屋本体の経年劣化が反映されていることから減少しております。</p> <p>最後に新增築家屋の家屋区分別推移でございますが、非木造において棟数が減少しているにもかかわらず、床面積と決定価格が増加をしております。これは旭前町に建設されました大型の分譲マンションが反映されていることが要因となっております。</p> <p>私からの説明につきましては以上となります。</p>
田島委員長	<p>説明が終わりました。何か質問等がございますか。</p> <p>私からよろしいでしょうか。新型コロナウイルス感染症対策の一つとして、事業用家屋の課税特例として減免措置が施されているとのことですが、このことについて来年度の対応は決まっているのでしょうか。</p>
税務課長補佐 (名谷)	<p>愛知県の担当部署に確認したところ「同様の事項について、県から国に問合せをしているが回答を得られていない状況である。」との返答がありました。</p> <p>現段階では、今年度のみ措置であり、来年度の取扱いについてはまだ決まっていないという状況でございます。</p>
田島委員長	<p>ありがとうございます。他には何かありますか。</p>
長江委員	<p>評価替えに伴い、家屋の評点数は上がっていますか、下がっていますか。</p>
税務課家屋償却係長 (荒木)	<p>概要調書によりますと、5,000点ほど上がっております。これは、建設資材の単価の上昇が主な要因として考えられます。</p>

田島委員長	<p>私からもう1点お伺いします。</p> <p>居住するための建物のある土地は、固定資産税の軽減対象になると思います。しかし、居住実態のない空き家が同じ取扱いになるということがあるとおかしいと思うのですが、空き家対策を踏まえた上での固定資産税の軽減対応はされているのでしょうか。</p>
税務課長（小林）	<p>市の空き家対策の取りまとめをしているのは環境課になり、最近が開催されておりましたが、関係課が集まって情報共有等を行う会議（尾張旭市空き家対策検討委員会）もごさいます。</p> <p>ただ、その会議において固定資産税の取扱いについて具体的な議論がなされておらず、市としての考えも決まっておられませんので、現状では住宅が建っておれば住宅用地の軽減の対象として課税を行っております。</p>
田島委員長	<p>ありがとうございます。他には何かありますか。</p>
<p>他の発言がないことを確認</p>	
田島委員長	<p>それでは、本日の日程が全て終了しましたので、以上で委員会を閉会します。</p>

委員長 田島 敬二
 委員 長江 建二
 委員 房崎 昭義

議事録作成者（書記）
 伊藤 友美